

北陸地方整備局管内の水力発電施設に係わる現地調査について

各電力会社から、12月20日に報告書の提出があった「報告データの不適切な取扱いがあった26ダム」及び「河川法の手続きに遺漏の可能性がある183発電所」の中で、安全性等を速やかに確認する必要がある3ダム及び5発電所に対して、河川法第78条第1項に基づき、現地調査を実施しました。

記

- 1 現地調査を行ったダム・発電所及び調査実施日等（別添のとおり）
 - 2 現地調査結果の概要
- イ．報告データの不適切な取扱い関係
- (1) 検査時の状態において、把握できる範囲では、いずれのダムにも直ちに安全性を損なうような兆候は確認されなかった。
 - (2) 東京電力に対し、揚圧力の報告データの不適切な取扱いに至った経緯、ダムの安全性に関する諸データ及び再発防止等について報告を求めており、その内容を検討した上で安全性を確認することとしている。
- ロ．河川法の手続き遺漏関係
- (1) 目視により各施設を調査したところ、いずれの施設にも直ちに安全性を損なうような状況は確認されなかった。
 - (2) いずれの施設についても、えん堤のかさ上げなどに伴い、洪水時における安全性について確認する必要があるため、詳細な関連資料の提出を命じたところである。

3 当面の対応方針

報告徴収

東京電力、東北電力及び電源開発に対しては、昨日、北陸地方整備局より、河川法第78条第1項の規定に基づき、事案の発生原因と再発防止策について報告を求めた。

同時資料配付記者クラブ

新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
福島県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
高山記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 河川部
広域水管理官 古川 正幸(M 3516)
水政課長 加藤 雄二(M 3551)
河川管理課長 浮須 修栄(M 3751)

TEL 025-280-8880